とちぎアーティストバンク取扱規程

（目的）

第１条　とちぎアーティストバンク（以下、「バンク」という。）は、栃木県（以下、「県」という。）にゆかりのあるアーティスト（以下、「アーティスト」という。）の情報を収集・公開することにより、県内文化施設や事業者等とアーティストとのマッチングを促進し、アーティストの活動の場の拡大や地域の文化活動の活性化を図ることを目的とする。

（設置・運営）

第２条　本バンクは県が設置し、県からの委託により公益財団法人とちぎ未来づくり財団（以下「財団」という。）が運営を行うこととする。

（事務局）

第３条　バンクの事務局（以下、「事務局」という。）は、財団内に置く。

（アーティスト）

第４条　第１条に規定するアーティストとは、次の条件をすべて満たす個人及び団体とする。

（１）栃木県出身者、栃木県在住・通勤（通学）者（過去に在住・通勤（通学）を含む）、栃木県内に活動拠点を有する者のいずれかであること。（団体の場合は、当該条件を満たす者がメンバーに含まれること。）

（２）文化芸術活動を行う者であること。

（バンクの登録）

第５条　バンクに登録できる者は、次の条件をすべて満たすアーティストとする。

（１）登録内容に虚偽がないこと。

（２）活動目的が政治的又は宗教的思想の普及・啓発でないこと。

（３）活動により、法令・公序良俗に反することや犯罪行為を誘発するおそれがないこと。

（４）その他、バンクの目的に合致しない活動を行うものでないこと。

２　登録を希望するアーティストは、とちぎアーティストバンク登録申請書（様式第１号）を事務局に提出することとする。

３　バンクへの登録アーティストの募集・追加は随時行うこととする。

４　バンク登録及び登録の変更・削除は無料とする。

（登録情報の活用）

第６条　バンクの登録情報のうち公開情報は、財団が所管する「栃木県総合文化センター」のWebサイト（https://www.sobun-tochigi.jp/）に掲載する。

２　アーティスト等の非公開情報（住所、電話番号等）に関する問合せがあった場合、アーティスト等に確認の上、情報を提供する場合がある。なお、公演依頼の交渉等については、アーティスト等と依頼者の間で直接行うこととする。

３　バンクの登録情報は、県及び財団、県が委嘱し、文化活動を行う方及び鑑賞を希望する方並びに文化団体間のマッチングを行う文化活動コーディネーターが共有し、文化施策の企画等のために使用するものとする。

（登録情報の変更）

第７条　登録者は、当該登録情報に変更が生じたときは、とちぎアーティストバンク登録変更届（様式第２号）を事務局に提出することとする。

（登録の抹消）

第８条　登録者からとちぎアーティストバンク登録抹消申請書（様式第３号）により登録抹消の申出があったときは、事務局は、当該登録情報を抹消するものとする。

２　前項に規定するもののほか、事務局は次の各号のいずれかに該当する登録者について、その登録を抹消することができる。

（1）第４条に規定するバンクの登録条件を満たさなくなった場合
（2）偽りその他不正な手段によって登録が行われたと認められた場合
（3）正当な理由がなく長期間にわたり活動実績が認められなかった場合
（4）その他、事業目的に適さないと判断された場合

3　事務局は、第 1 項及び第２項の規定により登録を抹消したときは、その旨を登録者に通知するものとする。

（バンクの利用）

第９条　バンクを利用しようとする者（以下、「利用者」という。）は、とちぎアーティストバンク利用申請書（様式第４号）を事務局に提出することとする。

2　利用者は、バンクの活用が具体的な公演等の実施に結びついた場合、事前に事務局に報告することとする。

3　バンクを利用した事業の実施に関わる事項については、利用者と登録者間で直接協議を行うものとする。

4　バンク登録者への謝礼、その他招聘に伴う経費等が発生する場合は、利用者が負担することとする。

5　利用者は事業終了後、とちぎアーティストバンク実施報告書（様式第５号）を事務局に提出することとする。

（利用の制限）

第 10 条　県及び財団は、利用者がバンクの利用にあたり、次の各号のいずれかに該当する場合には、利用を許可しないものとする。

（1）公序良俗に反する活動を行う、又は行うおそれがあると認められる場合
（2）政治若しくは宗教活動を目的とする場合
（3）青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる場合
（4）暴力団員及びこれに準じる団体が関わっていると認められる場合
（5）その他、設置者・運営主体者が許可しないことが適切であると認める場合

（利用に関する遵守事項）

第 11 条　登録者及び利用者は、本取扱規程記載事項、及び本事業に関する各種申請書・ホームページ・印刷物等に記載の注意事項を遵守の上利用することとする。

（バンクの終了）

第 12 条　県及び財団の判断により、相当の理由があると認められた場合は、登録者の承諾なくバンクを廃止することができる。

（個人情報の取扱い）

第 13 条　バンクに登録された個人情報について、本事業の目的以外での使用は行わないこととする。

（その他）

第 14 条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は県と財団が協議の上、定めることとする。

2　バンクの登録・活用等により、当事者及び第三者に損害・トラブル等が生じた場合であっても、県及び財団は一切の責任を負わないこととする。

附 則

（施行期日）

この規程は、令和４年５月３１日から施行する。